

# 大麻取締法等の改正に向けた検討状況について (大麻規制検討小委員会の第1回及び第2回の議論の振返りについて)

厚生労働省 医薬・生活衛生局  
監視指導・麻薬対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 大麻取締法等の改正に向けた主な論点

「大麻等の薬物対策のあり方検討会」取りまとめ(令和3年6月25日)等を踏まえ、大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法改正に向けて、更に検討すべき論点は以下の通り。

## 1. 医療ニーズへの対応

- 大麻から製造された医薬品について、G7諸国における医薬品の承認状況、麻薬単一条約との整合性を図りつつ、その製造、施用等を可能とすることで、医療ニーズに適切に対応していく必要があるのではないか。

## 2. 薬物乱用への対応

- 医療ニーズに応える一方、大麻使用罪を創設するなど、不適切な大麻利用・乱用に対し、他の麻薬等と同様に対応していく必要があるのではないか。
- 一方、薬物中毒者、措置入院を見直し、無用なスティグマ等の解消とともに、再乱用防止や薬物依存者の社会復帰等への支援を推進していく必要があるのではないか。
- また、規制すべきは有害な精神作用を示すTHCであることから、従来の部位規制に代わり、成分に着目した規制を導入する必要があるのではないか。

## 3. 大麻の適切な利用の推進

- 成分規制の導入等により、神事を始め、伝統的な利用に加え、規制対象ではない成分であるCBDを利用した製品等、新たな産業利用を進め、健全な市場形成を図っていく基盤を構築していく必要があるのではないか。
- その際、こうした製品群について、THC含有量に係る濃度基準の設定を検討していく必要があるのではないか。

## 4. 適切な栽培及び管理の徹底

- 現在の栽培を巡る厳しい環境、国内で栽培される大麻草のTHC含有量の実態等を踏まえ、上記1～3を念頭に、適切な栽培・流通管理方法を見直していく必要があるのではないか。
- 特に、現行法においては、低THC含有量の品種と高THC含有量の品種に関する規制が同一となっている点を見直す必要はないか。

# 1. 医療ニーズへの対応

# 大麻取締法の概要について

- 大麻の定義を規定
- 大麻取扱者（大麻栽培者及び大麻研究者）免許制とし、大麻の取扱い（栽培、輸入・輸出、譲渡・譲受、所持等）についても制限
- 大麻の用途を学術研究及び繊維・種子の採取だけに限定
- 大麻から製造された医薬品の施用禁止

規制対象外

種子

成熟した茎  
(樹脂除く)



規制対象

花穂

葉・未成熟の茎

成熟した茎から  
分離した樹脂

根

第1条 この法律で「大麻」とは、大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く。）並びに大麻草の種子及びその製品を除く。

○大麻に含まれる主な成分

THC・・・幻覚等の精神作用を示す成分。  
化学合成されたものは、麻薬として規制。

CBD・・・物質としては規制されていない。

# カンナビノイドと「THC」・「CBD」について

## カンナビノイドとは

- 大麻草に含まれる大麻草特有のテルペノフェニリック骨格※を持つ化合物群の総称。
- 大麻草には、100種類以上のカンナビノイドが含まれており、「デルタ9-テトラヒドロカンナビノール ( $\Delta 9$ -THC)」、「デルタ8-テトラヒドロカンナビノール ( $\Delta 8$ -THC)」、「カンナビジオール (CBD)」もカンナビノイドの一種。

※テルペノフェニリック骨格:炭素21個からなる、カンナビノイドの基本構造。

## THCとは

- THCにはいくつかの異性体※があり、そのうち「 $\Delta 9$ -THC」及び「 $\Delta 8$ -THC」はカンナビノイドの1つ。
- 1960年代に化学構造が判明。
- THCの異性体のうち、下記の7種類が日本国内において麻薬又は大麻として規制されている。

### 日本国内で規制されるTHCの異性体(7種)

- $\Delta 6 a (7) - THC$
- $\Delta 6 a (10a) - THC$
- $\Delta 7 - THC$
- $\Delta 8 - THC$
- $\Delta 9 - THC$
- $\Delta 9 (11) - THC$
- $\Delta 10 - THC$

### 麻薬及び向精神薬取締法で規制されるTHC

- $\Delta 6 a (7) - THC$
- $\Delta 6 a (10a) - THC$
- $\Delta 7 - THC$
- $\Delta 8 - THC$
- $\Delta 9 - THC$
- $\Delta 9 (11) - THC$
- $\Delta 10 - THC$

化学合成由来のみ

### 大麻取締法で規制される大麻に含まれるTHC

- $\Delta 8 - THC$
- $\Delta 9 - THC$

大麻由来のみ

幻覚作用等の中枢作用が強く、  
大麻草の活性本体

※)異性体とは、同じ数、同じ種類の原子を持ちながら、構造が異なる化合物のことを指す。

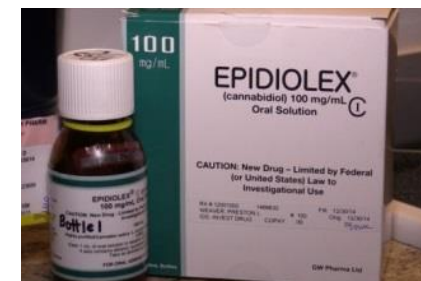
## CBDとは

- カンナビノイドの1つであり、幻覚作用を有さない。
- 1960年代に化学構造が判明。
- 抗てんかん作用や抗不安作用等を有し、比較的毒性は低いとされている。
- 海外において、一部治療薬として利用している国もある。

# 大麻から製造された医薬品について

## 1. Epidiolex (エピディオレックス) とは

英国のGW Pharmaceuticals (GWファーマシューティカルズ) 社が開発した医薬品で、「大麻草」を原料として、抽出・精製された大麻成分CBD (カンナビジオール) を主成分とする経口液剤。



## 2. 承認までの経過

- 平成30年6月25日 米国FDA (食品医薬品局) は、Pharmaceutical社のEpidiolexを、重度のてんかん症候群であるレノックス・ガストー症候群とドラベ症候群の治療薬として承認
- 平成30年11月1日 GW Pharmaceutical社は米国でEpidiolexを発売
- 令和元年9月23日 欧州委員会 (European Commission) はEpidiolexをレノックス・ガストー症候群とドラベ症候群の治療薬として承認
- 令和2年8月 米国FDAは、Epidiolexを結節性硬化症の治療薬として承認

## 3. 日本の状況

- 「Epidiolex」は、大麻草の規制部位から抽出されたものであり、大麻取締法に基づく大麻製品であることから輸入が原則禁止される。また、施用、受施用は禁止されている。
- なお、大麻から製造された医薬品の国内での治験は、現行の大麻取締法においても可能。

# 可決されたWHO勧告による国際条約におけるカテゴリーの変更について

WHOの専門家会合による勧告に基づき、2020年12月、国際麻薬委員会会合により、麻薬単一条約における大麻の医療上の有用性が認められ、カテゴリーが変更（ただし、大麻の規制内容自体に変更はなし）

条約	規制カテゴリー	カテゴリーの概要	規制の強さ	規制物質(旧)	規制物質(新)
1961年の麻薬に関する単一条約	IV	Iの中でも特に危険で、医療上の有用性がない物質	IとIVの規制は同じ	ヘロイン等 大麻 大麻樹脂	ヘロイン等
	I	乱用のおそれがあり、悪影響を及ぼす物質	強	コカイン あへん モルヒネ等	コカイン あへん モルヒネ等
	II	Iに次いで乱用のおそれがあり、悪影響を及ぼす物質		コデイン等	コデイン等
	III	乱用のおそれがなく、悪影響を及ぼさない物質の製剤	弱	コデインの製剤等	コデインの製剤等

注: 図表には、旧カテゴリーIの「大麻 大麻樹脂」が、新カテゴリーIVの「ヘロイン等」に移行したことが示されています。この変更は、規制の強さを「強」から「弱」へと弱体化させたことを意味します。

# 1 医療ニーズへの対応（大麻由来医薬品に係る取扱い①）

## 現状及び課題

- 大麻から製造された医薬品について、重度のてんかん症候群であるレノックス・ガストー症候群及びドラベ症候群の治療薬（商品名：エピディオレックス）は、米国を始めとするG7諸国において承認されている。
- また、麻薬単一条約において、これまで大麻の位置付けは「I（乱用のおそれがあり、悪影響を及ぼす物質）」及び「IV（特に貴見で医療用途がない物質）」という規制カテゴリーに位置付けられていたが、WHO専門家会合の勧告を踏まえ、令和2（2020）年の国連麻薬委員会の会合において、IVのカテゴリーから外すことが可決された。これにより、依然として、Iとしての規制を課すことは求められつつ、医療上の有用性が認められた。
- 日本においても、上記のエピディオレックスについて、国内治験の実施に向けた申請がなされている状況となっている。一方、現行の大麻取締法においては、大麻から製造された医薬品について、大麻研究者である医師の下、適切な実施計画に基づき治験を行うことは可能ではあるものの、大麻から製造された医薬品の施用・受施用、規制部位から抽出された大麻製品の輸入を禁止していることから、仮に、医薬品医療機器等法に基づく承認がなされたとしても、医療現場において活用することは困難となっている。



# 1 医療ニーズへの対応（大麻由来医薬品に係る取扱い②）

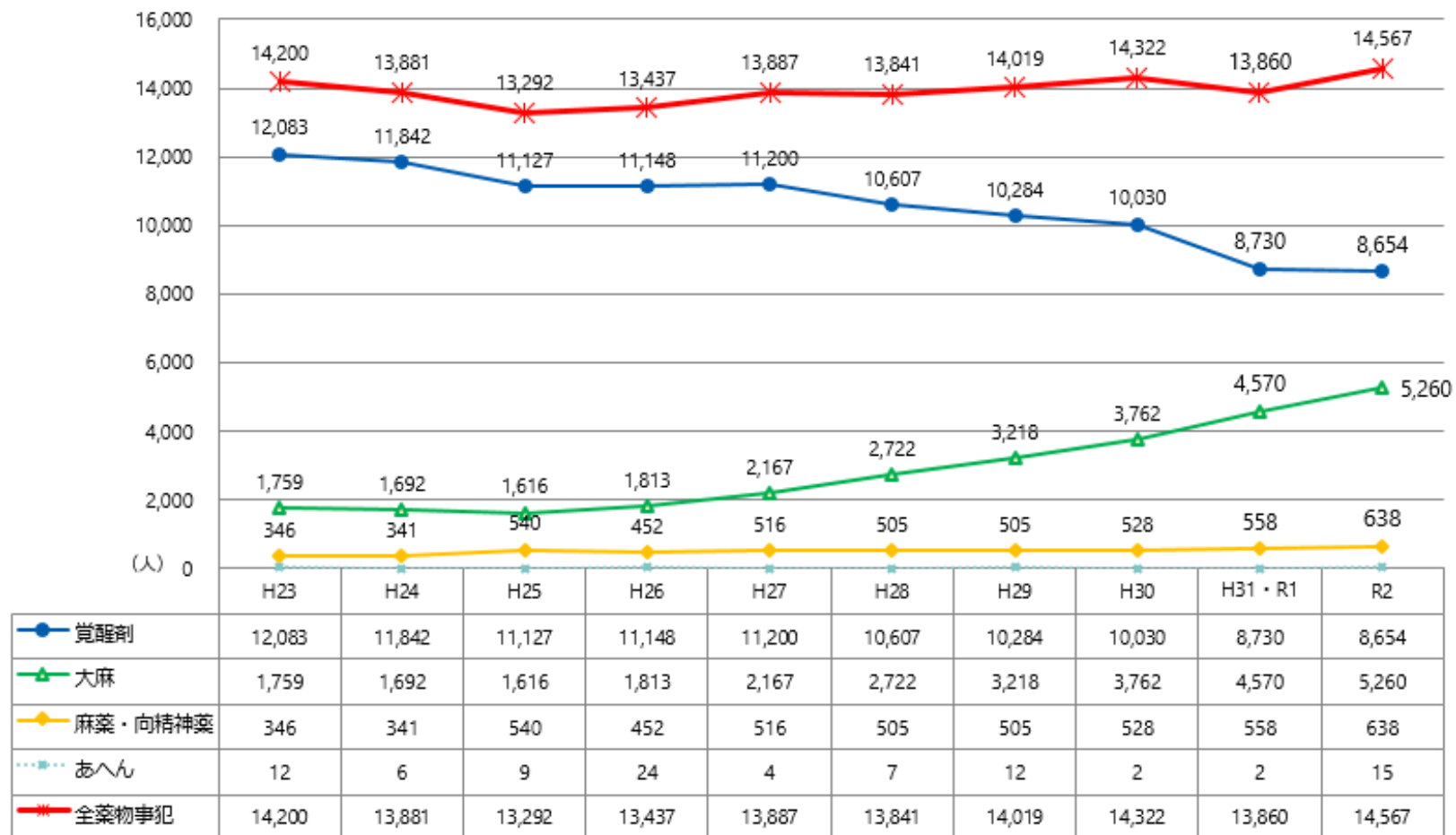
## 見直しの考え方・方向性

- 国際整合性を図り、医療ニーズに対応する観点から、以下の方向性で見直しを図るべきではないか。
  - ・ 大麻から製造された医薬品であって、有効性・安全性が確認され、薬機法に基づく承認を得た医薬品について、その輸入、製造及び施用を可能とすること
  - ・ 大麻取締法第4条においては、大麻から製造された医薬品の施用、交付、受施用を禁止していることから、当該第4条等の関係条項を改正すること
  - ・ 他の麻薬成分の医薬品と同様、大麻及び大麻成分についても、麻向法に基づく麻薬製造・製剤、流通、施用に関する免許制度等の流通管理の仕組みを導入すること
  
- その際、「大麻を使用してよい」といった大麻乱用に繋がるような誤った認識が広がらないように留意するとともに、大麻由来の医薬品を麻向法における麻薬の流通管理に移行していくに当たり、当該医薬品が麻薬となる場合に、医薬品の製造製販業者や医療関係者においても、麻薬として適正に管理されるよう薬剤の管理を徹底していくことや、患者にとって負担にならない円滑な施用や薬剤管理のあり方を検討していく必要があるのではないか。
  
- なお、現行の大麻取締法において実施している大麻から製造された薬物に係る治験については、治験参加者に対しても当該薬物の厳重な管理を求められているが、制度見直し後においては、他の麻薬と同様の水準での管理に留まる点を含め、円滑な施行が可能となるよう、十分な周知・徹底を図るべきではないか。

## **2. 薬物乱用への対応**

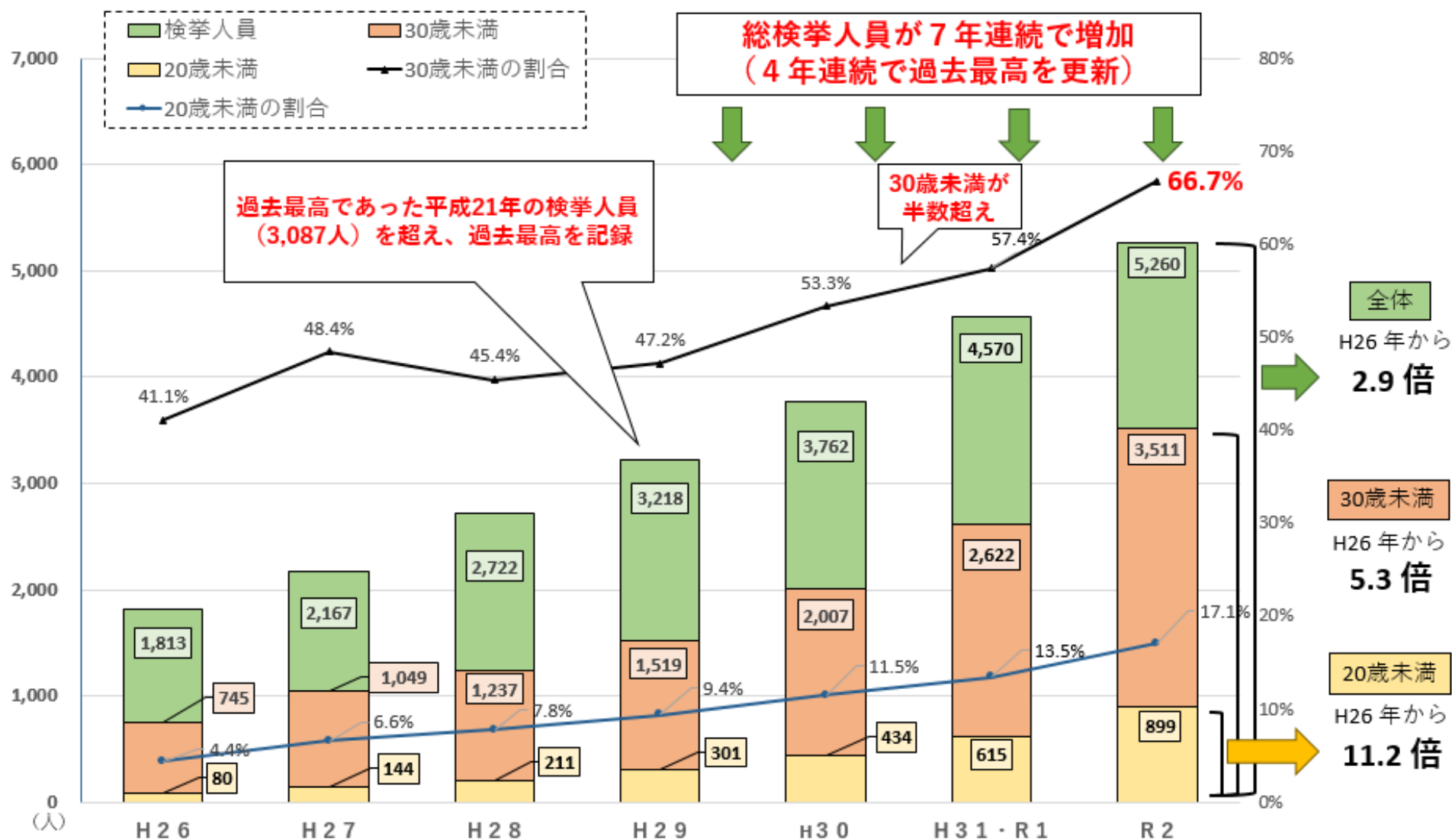
# 薬物事犯検挙人員の推移について

- 薬物事犯全体の検挙人員は、前年より増加し、**過去10年で最多**
- 大麻事犯の検挙人員は、**7年連続で増加**し、初めて5,000人を超えて**過去最多を更新**
- 麻薬事犯の検挙人員は、平成20年以降**13年ぶりに600人を超えて過去10年で最多**



厚生労働省・警察庁・海上保安庁・財務省の統計による。

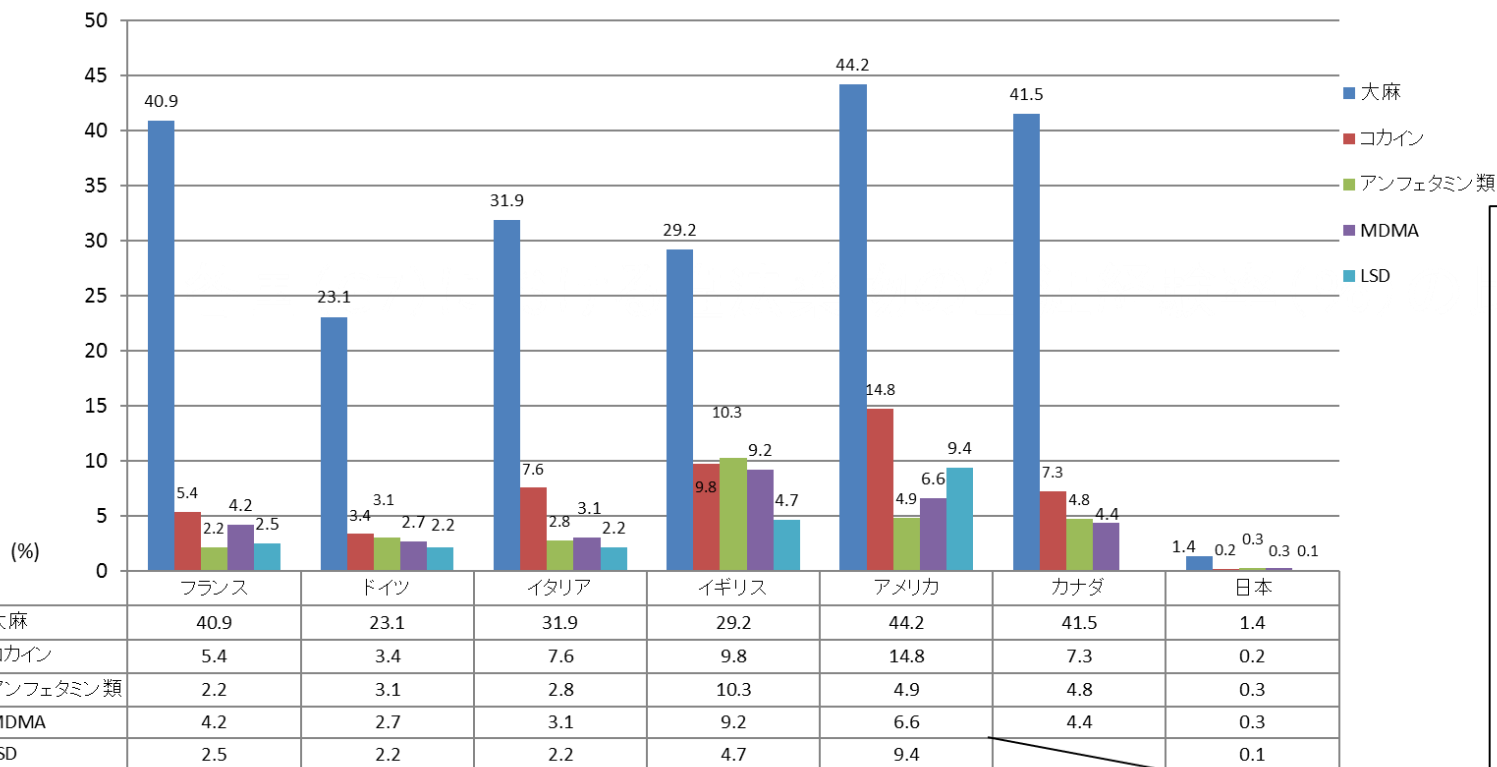
# 大麻事犯における検挙人員の推移（年齢別）について



厚生労働省・警察庁・海上保安庁・財務省の統計による。

# 各国（G7）における違法薬物の生涯経験率の比較について

- 各国とも大麻の生涯経験率が最も高い。
- 日本における違法薬物の生涯経験率は、諸外国と比較して低い。
- 特に大麻については、欧米では20～40%台であるのに対し、日本では1.4%と圧倒的に低い。



※フランス・ドイツ・イタリア・イギリスのデータ  
「欧州薬物及び薬物嗜癖監視センター(EMCDDA)」によるもの。  
同センターは、毎年EU加盟国から送付されるデータを集約・分析・標準化している。

※アメリカのデータ  
NSDUH (National Survey on Drug Use and Health)によるもの。

※カナダのデータ  
CADUMS (Canadian Alcohol and Drug Use Monitoring Survey)によるもの。

※ 対象年齢  
フランス・ドイツ・イタリア・イギリス・日本15歳～64歳 / アメリカ12歳以上 / カナダ15歳以上

※ 調査年  
フランス・イタリア・イギリス・アメリカ2014年 / ドイツ・カナダ2012年 / 日本2021年

※ 調査方法(日本)  
無作為に対象者を選定し、戸別訪問、郵送返送、インターネット回答のいずれかの方法により調査を行い、薬物の生涯経験率等を調査した。(対象者数7,000人、有効回答数3,476人)

< 出典 >  
平成28年度厚生労働科学研究費補助金「危険ドラッグを含む薬物乱用・依存に関する国際比較研究」 和田清  
令和3年度 嶋根卓也 厚生労働行政推進調査事業費補助金 「薬物乱用・依存状況の実態把握と薬物依存症者の社会復帰に向けた支援に関する研究」

# 大麻の使用罪に対する認識調査について(R1/R2)

## 調査概要

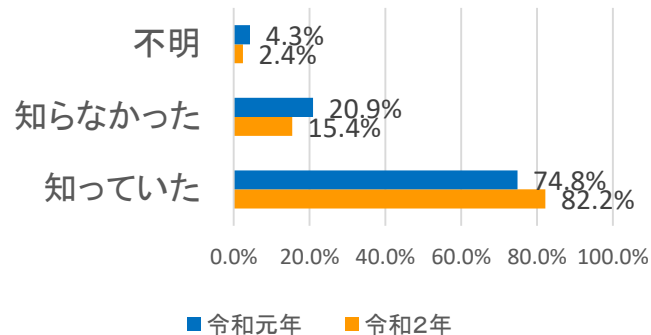
大麻取締法において使用罪が規定されていないことの認識及び大麻の使用罪が規定されていないことと大麻を使用したこととの関係について、厚生労働省と警察庁との間で協議し、警察庁において調査を実施。

### 調査対象者

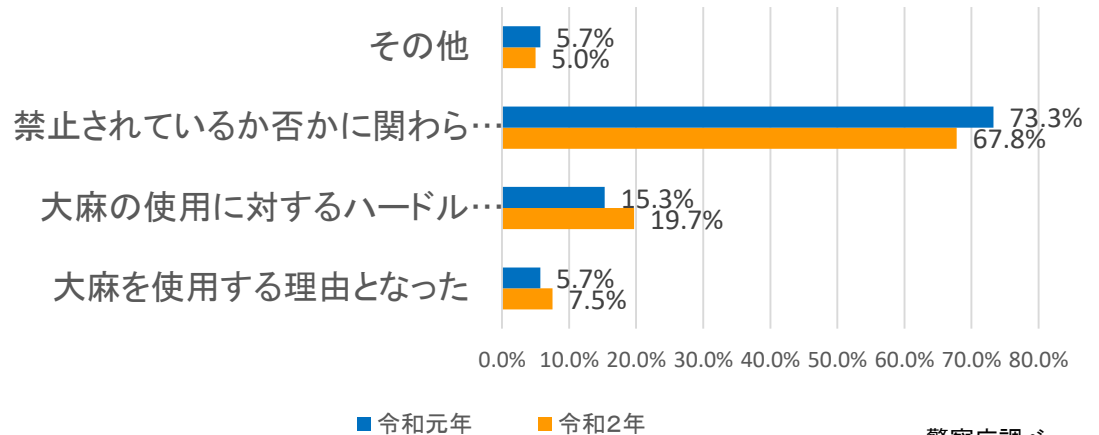
令和元年10月1日から11月30日までの間に、警察において、大麻の単純所持で検挙された者631人

令和2年10月1日から11月30日までの間に、警察において、大麻の単純所持で検挙された者748人

大麻取締法において使用罪が規定されていないことの認識



大麻の使用罪が規定されていないことと大麻を使用したこととの関係（「知っていた」と回答した人に対する調査結果）



警察庁調べ

# 薬物犯罪の主な法定刑の一覧について

	麻薬及び向精神薬取締法			大麻取締法	あへん法	覚醒剤取締法		医薬品医療機器等法
	ヘロイン	その他の麻薬	向精神薬	大麻	あへん	覚醒剤	覚醒剤原料	指定薬物
輸入	(単純)(64-I) 1年以上の有期懲役	(単純)(65-I-1) 1年以上10年以下の懲役	(単純)(66の3-I) 5年以下の懲役	(単純)(24-I) 7年以下の懲役	(単純)(51-I-2, 3)1 年以上10年以下の懲役	(単純)(41-I) 1年以上の有期懲役	(単純)(41の3-I-3, 4) 10年以下の懲役	(単純)(84-28) 3年以下の懲役若しくは300万 円以下の罰金
輸出	(営利)(64-II) 無期若しくは3年以上の 懲役又は情状により 1000万円以下の罰金の 併科	(営利)(65-II) 1年以上の有期懲役又は 情状により500万円以下 の罰金の併科	(営利)(66の3-II) 7年以下の懲役又は情状 により200万円以下の罰 金の併科	(営利)(24-II) 10年以下の懲役又は情 状により300万円以下の 罰金の併科	(営利)(51-II) 1年以上の有期懲役又は 情状により500万円以下 の罰金の併科	(営利)(41-II) 無期若しくは3年以上の 懲役又は情状により 1000万円以下の罰金の 併科	(営利)(41の3-II) 1年以上の有期懲役又 は情状により500万円 以下の罰金の併科	(業として)(83の9) 5年以下の懲役若しくは500万 円以下の罰金の併科
製造				※製造なし	※製造なし、採取			※輸出なし
所持	(単純)(64の2-I) 10年以下の懲役	(単純)(66-I) 7年以下の懲役	[譲渡及び譲渡目的の所 持に限る。] (単純)(66の4-I) 3年以下の懲役	(単純)(24の2-I) 5年以下の懲役	(単純)(52-I) 7年以下の懲役	(単純)(41の2-I) 10年以下の懲役	(単純)(41の4-I-3, 4) 7年以下の懲役	(単純)(84-28) 3年以下の懲役若しくは300万 円以下の罰金
譲渡	(営利)(64の2-II) 1年以上の有期懲役又は 情状により500万円以下 の罰金の併科	(営利)(66-II) 1年以上10年以下の懲 役又は情状により300 万円以下の罰金の併科	(営利)(66の4-II) 5年以下の懲役又は情 状により100万円以下 の罰金の併科	(営利)(24の2-II) 7年以下の懲役又は情 状により200万円以下の罰 金の併科	(営利)(52-II) 1年以上10年以下の懲 役又は情状により300万 円以下の罰金の併科	(営利)(41の2-II) 1年以上の有期懲役又は 情状により500万円以下 の罰金の併科	(営利)(41の4-II) 10年以下の有期懲役又 は情状により300万円 以下の罰金の併科	(業として)(83の9) 5年以下の懲役若しくは500万 円以下の罰金の併科
譲受								
施用	(単純)(64の3-I) 10年以下の懲役	(単純)(66の2-I) 7年以下の懲役	※一般的に医薬品とし て使用されるため、使 用禁止を設置していない		(52の2) 7年以下の懲役 (吸食)	(単純)(41の3-I-1) 10年以下の懲役	(単純)(41の4-I-5) 7年以下の懲役	(単純)(84-28) 3年以下の懲役若しくは300万 円以下の罰金
使用	(営利)(64の3-II) 1年以上の有期懲役又は 情状により500万円以下 の罰金の併科	(営利)(66の2-II) 1年以上10年以下の懲 役又は情状により300 万円以下の罰金の併科					(営利)(41の3-II) 1年以上の有期懲役又は 情状により500万円以下 の罰金の併科	(営利)(41の4-II) 10年以下の懲役又は情 状により300万円以下 の罰金の併科
栽培		[麻薬原料植物の栽培] (単純)(65-I-2) 1年以上10年以下の懲 役 (営利)(65-II) 1年以上の有期懲役又 は情状により500万円 以下の罰金の併科		(単純)(24-I) 7年以下の懲役 (営利)(24-II) 10年以下の懲役又は情 状により300万円以下の 罰金の併科	(単純)(51-I-1) 1年以上10年以下の懲 役 (営利)(51-II) 1年以上の有期懲役又は 情状により500万円以下 の罰金の併科			



## 2 薬物乱用への対応（大麻乱用に係る対応のあり方①）

### ア) 大麻事犯の増加及び大麻使用に係る課題

#### 現状及び課題

- 薬物事犯検挙人員を見ると、大麻事犯の検挙人員は7年連続で増加、令和2（2020）年は過去最多の5,260人となっており、平成26（2014）年との比較で見ても、薬物事犯全体の検挙人員の1.1倍に対し、大麻は2.9倍と大幅に増加している状況となっている。
- また、年齢別で見ても、30歳未満が3分の2近くを占めており、平成26（2014）年との比較で見ても5.3倍、20歳未満では11.2倍と大幅に増加、若年層における大麻乱用が拡大している。
- G7における違法薬物の生涯経験率で見ると、日本における違法薬物の生涯経験率は諸外国と比較して低い一方、国内における経験率の推移を見ると、大麻に関しては覚醒剤、コカイン、危険ドラッグと比べて最も高くなっている。
- 大麻のいわゆる使用罪に対する認識を見ると、使用が禁止されていないことを知っていた割合が7～8割台と、多くは大麻の使用罪がないことを認識した上で使用している。また、そのうち2割程度は使用罪がないことが使用へのハードルを下げていることが明らかとなっており、使用の契機にも繋がっているといえる状況である。
- また、大麻の使用罪がない現状において、大麻の使用に関する証拠が十分であって場合であっても、その所持に関する証拠が十分ではない場合、所持罪でも使用罪でも検挙することができない状況が生じている。



## 2 薬物乱用への対応（大麻乱用に係る対応のあり方②）

### イ) 大麻に含まれる有害成分

#### 現状及び課題

- 大麻に含まれるTHCが有害作用をもたらすことが示されており、自動車運転への影響、運動失調と判断力の障害（急性）、精神・身体依存の形成、精神・記憶・認知機能障害（慢性）等、同成分の乱用による重篤な健康被害の発生が懸念される。
- 一方、現行の大麻取締法においては、いわゆる部位規制（成熟した茎、種子及びこれらの製品（樹脂を除く）については規制の対象外とし、それ以外の部位を規制対象としている）を課しているが、実態としては、規制部位か否かを判断する際、THCの検出の有無に着目して取締りを行っている。
- また、麻向法においては、大麻草由来以外の化学合成されたTHCについて麻薬として規制を課している。
- 一般的に、薬物事犯での薬物使用の立証は、過去の判例等に基づけば、被疑者の尿を採取し、鑑定することにより行っている。このため、大麻の使用を問う場合においても、同様に、大麻使用後の尿中の大麻成分（THC）の挙動を把握しておくことが重要である。
- その際、受動喫煙や大麻樹脂などの麻薬ではないCBD製品に混入するおそれのあるTHCの尿中への代謝物としての排泄についても検討が必要となる。

## 2 薬物乱用への対応（大麻乱用に係る対応のあり方③）

### ウ) 再乱用防止と社会復帰支援、麻薬中毒制度

#### 現状及び課題

- これまで、政府においては、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」、「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）に基づき、薬物乱用は犯罪であるとともに薬物依存症という病気である場合があることを十分に認識し、関係省庁による連携の下、社会復帰や治療のための環境整備など、社会資源を十分に活用した上での再乱用防止施策を推進している。
- 一方、覚醒剤事犯における再犯者率は14年連続で増加しており、検挙人員の7割近くに至っているほか、保護観察が付される事例が多くない、保護観察対象者であっても保健医療機関等による治療・支援を受けた者の割合は十分とはいえない水準にとどまっている、保護観察期間終了後や満期釈放後の治療・支援の継続に対する動機付けが不十分となっている、民間支援団体を含めた関係機関の連携は必ずしも十分でない、といった課題も見られる。
- 依存症者に対する医療に関しては、大麻取締法においては規定がなく、麻向法に基づく麻薬中毒者制度の対象となっている。一方、薬物依存症者については、平成11（1999）年の法改正により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律における精神障害者の定義の対象となることで、同法に基づく措置が可能となっており、実質的に重複した制度の対象となっている。
- 実態を見ると、平成20（2008）年以降、麻薬中毒者の措置入院は発生しておらず、麻薬中毒者の届出件数についても、平成22（2010）年以降、年間届出件数が一桁台で推移しており、制度として実務上機能していない状況になっている。

## 2 薬物乱用への対応（大麻乱用に係る対応のあり方④）

### ア) 大麻使用への対応について

#### 見直しの考え方・方向性

- 大麻取締法の大麻の単純所持罪は、大麻の使用を禁止・規制するために設定されているにもかかわらず、大麻に使用罪が存在しないことのみをもって大麻を使用してもよいというメッセージと受け止められかねない誤った認識を助長し、大麻使用へのハードルを下げている状況がある。これを踏まえ、若年層を中心に大麻事犯が増加している状況の下、薬物の生涯経験率が低い我が国の特徴を維持・改善していく上でも、大麻の使用禁止を法律上明確にする必要があるのではないか。
- また、大麻の乱用による短期的な有害作用、若年期からの乱用によって、より強い精神依存を形成するなど、精神・身体依存形成を引き起こす危険性があることから、乱用防止に向けた効果的な施策が必要となる。大麻に依存を生じるリスクがあることも踏まえ、乱用を早期に止めさせるという観点からも、大麻使用に対するペナルティーを明確にする必要があるのではないか。
- そのため、他の薬物法規と同様に成分に着目した規制とし、大麻から製造された医薬品の施用を可能とするに当たり、不正な薬物使用の取締の観点など、麻向法に基づく麻薬に係る取扱いと整合性を図る観点から、大麻の使用に対し罰則を科さない合理的な理由は見いだしがたく、医薬品の施用・受施用等を除き、大麻の使用を禁止（いわゆる「使用罪」を創設）する方向で検討を進めていくべきではないか。

## 2 薬物乱用への対応（大麻乱用に係る対応のあり方⑤）

### ア) 大麻使用への対応について

#### 見直しの考え方・方向性

- 薬物を使用した者を刑罰により罰することは、薬物を使用した者が孤立を深め、社会復帰が困難となり、スティグマ（偏見）を助長するおそれがあるとの意見もあるため、大麻について使用罪を創設した場合でも、引き続き、薬物乱用者に対する回復支援の対応を推進し、後段に述べる薬物依存症の治療等を含めた再乱用防止や社会復帰支援策も併せて充実させるべきではないか。特に、薬物乱用や薬物依存の背景事情も考慮に入れ、国民への啓発や、薬物依存症からの回復や、社会復帰を目指す者を地域共生社会の一員として社会全体で支えるなど、スティグマ（偏見）も考慮に入れた取組を進める必要がある。
- なお、平成28（2016）年6月より、刑の一部の執行猶予制度が導入され、薬物使用者等の罪を犯した者に対し刑の一部について一定期間執行を猶予するとともに、その猶予中保護観察に付すことが可能となり、地域社会への移行、社会復帰後の生活の立て直しに際して、指導者・支援者等がより緊密に連携し、必要な介入を行えることとなっている。

## 2 薬物乱用への対応（大麻乱用に係る対応のあり方⑥）

### イ) 成分に着目した規制の導入について

#### 見直しの考え方・方向性

- 規制すべきはTHCを始めとする有害な作用をもたらす成分であることから、従来の大麻草の部位による規制に代わり、成分に着目した規制を導入し、これを規制体系の基本とする方向で検討を進めるべきではないか。
- その際、麻向法の枠組みを活用することを念頭に、他の麻薬成分と同様、医療上必要な医薬品としての規制を明確化するとともに、麻薬として施用等を禁止する対象となる成分を法令上明確化していくべきではないか。

参考・麻薬向精神薬取締法の政令で規定されている大麻成分

△6 a (7) -テトラヒドロカンナビナール (THC)

△6 a (10a) -テトラヒドロカンナビナール (THC)

△7 -テトラヒドロカンナビナール (THC)

△8 -テトラヒドロカンナビナール (THC) (化学合成に限る。)

△9 -テトラヒドロカンナビナール (THC) (化学合成に限る。)

△9 (11) -テトラヒドロカンナビナール (THC)

△10 -テトラヒドロカンナビナール (THC)

化学合成に限らず、大麻由来の物も対象として規定する方向

- また、上記以外の成分であって、有害性が指摘されている成分 (THCP, HHC等) についても、その科学的な知見の集積に基づき、麻向法、医薬品医療機器等法の物質規制のプロセスで麻薬、指定薬物として指定し、規制していくべきではないか。

## 2 薬物乱用への対応（大麻乱用に係る対応のあり方⑦）

### イ) 成分に着目した規制の導入について

#### 見直しの考え方・方向性

- 一般的に、薬物事犯での薬物使用の立証は、過去の判例等に基づけば、被疑者の尿を採取し、鑑定することにより行っている。このため、大麻の使用を問う場合においても、同様に、大麻使用後の尿中の大麻成分の挙動を把握しておくことが重要である。
- THCは体内に摂取された後、代謝され、THC代謝物（THC-COOH-glu）として尿中に排泄されることが知られており、使用の立証には、THC代謝物のTHC-COOHを定量することを基本とすべきではないか。その際、現場でのスクリーニング法とGC/MS等の一定の感度をもった精密な確認試験など、実施可能な試験方法の導入を検討すべきである。
- 大麻の喫煙者に比べて一般に受動喫煙では、尿中に現れるTHC代謝物の濃度は低く、測定時の濃度により、喫煙者と受動喫煙の区別は可能であると考えられることから、尿検査の実務においては、大麻の喫煙と受動喫煙によるTHCの摂取を尿中のTHC代謝物濃度で区別することにより対応していくべきではないか。製品に混入するおそれのあるTHCの尿中への代謝物の影響も考慮すべきではないか。



## 2 薬物乱用への対応（大麻乱用に係る対応のあり方⑧）

### ウ) 再乱用防止及び社会復帰支援について

#### 見直しの考え方・方向性

- 現行の麻薬中毒者制度については、実務上も含め機能していないことから、同制度を廃止する方向で麻向法の関係条項を改正すべきではないか。その際、同法では、都道府県に麻薬中毒者等の相談に応ずるための職員（麻薬中毒者相談員）を置くことが可能とされており、麻薬中毒者相談員を置いている都府県も存在する。薬物依存症等に対する相談体制を様々な形で整えるのは重要であることから、法令上の位置付けについて検討していくべきではないか。
- また、大麻に係る使用罪を創設し、薬物乱用に対する取締を強化しつつも、一方で、大麻を含む薬物依存者に対する治療や社会復帰の機会を確保することは極めて重要である。そのため、薬物使用犯罪を経験した者が偏見や差別を受けない診療体制や社会復帰の道筋を作るために関係省庁が一体となって支援すべきではないか。

# 3. 大麻の適切な利用の推進



# 大麻草の利用用途について

- 大麻草は非常に多くの用途があり衣・食・住・医療・エネルギーなど幅広く利用されている。伝統的な繊維利用に加え、近年、バイオマスプラスチック等にも活用されている。

## 種

- 食品
- 食用油
- 化粧品
- 石鹸

## 葉

- 医薬品
- 肥料
- 飼料

## 根

- 土壌改良



## 茎

### 【茎の皮】

- ロープ
- 糸
- 織物
- しめ縄（神道儀式）

### 【茎の芯（おがら）】

- バイオマス燃料
- 住宅用建材
- プラスチック（自動車部品等）
- 紙

# CBD製品について

○ 米国では様々な種類のCBD製品が流通しており、我が国にも輸入され、食品や化粧品として流通している。

## 食品

### カプセル (Capsules)



### グミ (Gummies)



### チンキ (Tincture)



- 飲料 (Drinks)
- チョコレート (Chocolate)  
など

## 外用 (Topicals)



(<https://ministryofhemp.com/> より引用)

# THC成分の検出事例について ①

## 背景

- ▶ 現在、我が国で流通しているCBD製品※1は、全て海外から輸入されている。
- ▶ 輸入の際には、税関における通関審査の前に、関東信越厚生局麻薬取締部における大麻取締法上の大麻非該当性の確認を受けた上で輸入することとなるが、確認を受けずに輸入されるCBD製品も存在する。
- ▶ そのようなCBD製品から、大麻成分であるTHC※2が検出され、大麻である疑いが生じる場合がある。

※1) CBD製品: 幻覚作用を持たない大麻成分であるCBDを含む製品を指す。

※2) THC: 大麻成分の1つであり、幻覚作用が強い。

## 事例 1

- 令和2年2月、A社から販売されているCBD製品の一部からTHCが検出されたことから、それらの製品が大麻取締法上の「大麻」に該当する疑いがある旨公表した。
- 分析を行った18製品中3製品からTHCが検出され、同社は当該製品の販売を中止。
- すでに消費者の手元に渡ったものについては、報道発表により提出を呼びかけ、回収を実施した。

### 【THCが検出された製品】

ナチュラルドロップス3000 シナミントドロップス3000 プロフェッショナル2000



## 事例 2

- 令和2年7月、B社から販売されているCBD製品の一部からTHCが検出されたことから、それらの製品が大麻取締法上の「大麻」に該当する疑いがある旨公表した。
- 分析を行った8製品中5製品からTHCが検出され、同社は当該製品の販売を中止し、卸売先から製品を回収。
- すでに消費者の手元に渡ったものについては、報道発表により提出を呼びかけ、回収を実施した。

### 【THCが検出された製品】

CBDオイルPro900 (10mL)

CBDオイルPro2700 (30mL)



# THC成分の検出事例について ②

## 事例3

- 令和3年11月、C社から販売されているCBD製品の一部分からTHCが検出されたことから、それらの製品が大麻取締法上の「大麻」に該当する疑いがある旨公表した。
- 分析を行った21製品中5製品からTHCが検出され、同社は当該製品の販売を中止。
- すでに消費者の手元に渡ったものについては、報道発表により提出を呼びかけ、回収を実施した。

### 【THCが検出された製品】

#### CBD DROPS 15% HEMP SEED OIL(10mL)



※赤枠内が下記のもの

Batch number

DR15020322A

※ 拡大写真

#### CBD PASTE 20%(容量 5 ml.)



※赤枠内が下記のもの

Batch number

PA20020324A

#### CBD DROPS 15% OLIVE OIL(10mL)



※赤枠内が下記のもの

Batch number

DR15020324B

#### CBD PASTE 40%(容量 5 ml.)



※赤枠内が下記のもの

Batch number

PA40020197A

#### CBD PASTE 30%(容量 5 ml.)



※赤枠内が下記のもの

Batch number

PA30020247A

# 大麻使用の立証に関する科学的知見について

薬物事犯での薬物使用の立証は、過去の判例等に基づき、被疑者の尿を採取し、鑑定することにより行っている。このため、大麻使用事犯においても、大麻使用後の尿中の大麻成分の挙動を把握しておくことが重要である。

## 大麻の尿中排泄の様態

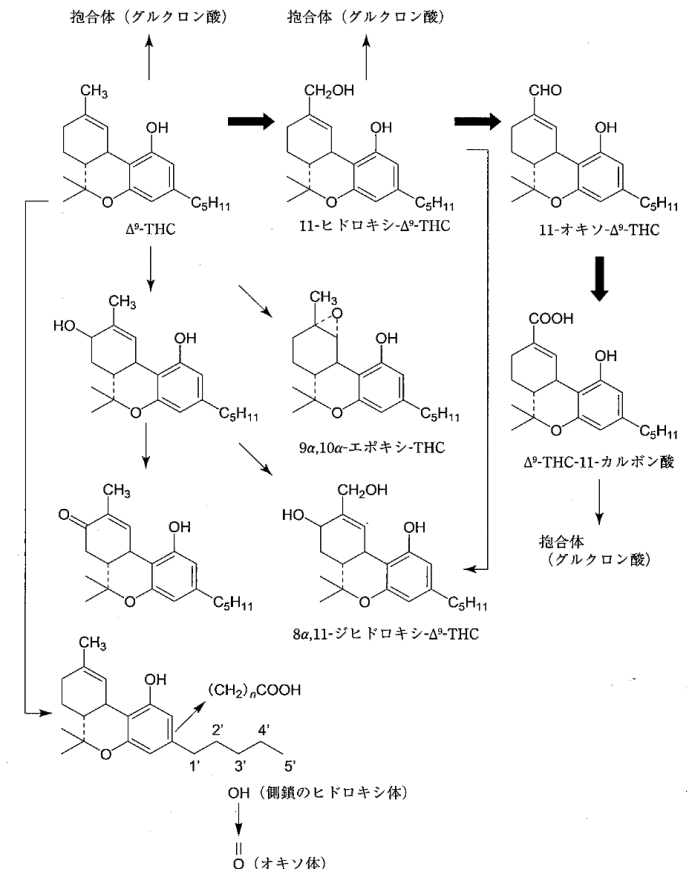
THCは体内に摂取された後、代謝され、THC代謝物 (THC-COOH-glu) として尿中に排泄されることが知られており、使用の立証には、THC代謝物のTHC-COOHを定量する。

## 受動喫煙と能動喫煙の識別

これまでの知見から、喫煙者に比べて一般に受動喫煙では、尿中に現れるTHC代謝物の濃度は低く、測定時の濃度により、喫煙者と受動喫煙の区別は可能である。

## CBDオイル等の食品からのTHCの摂取可能性

CBDの経口摂取により、生体内では胃液や肝臓の代謝により、THCには変換されないとされる。純粋なCBD製品の摂取では、尿中にTHC代謝物が検出されることは否定的な結果が得られているため、CBD製品の摂取でTHC代謝物が検出されるのは、THCが製品に混入する場合と考えられる。





# EUにおけるTHC濃度に関する法規制について

- Hemp栽培で許容されるTHC濃度や大麻製品中で許容されるTHC濃度は各国毎に規定

## Hemp栽培で許容される範囲

- ・ 2021年6月28日にフランス国会議長府に登録された大麻の様々な用途の規制と影響に関する報告（Réglementation et impact des différents usages du cannabis Rapport final）において、各国における大麻（hemp）由来製品中の $\Delta$ 9-THCの限度値が調査され、取りまとめられている※<sup>1</sup>。

	Hemp栽培で許容されるTHC濃度	最終製品中に許容されるTHC濃度（例）
ドイツ	0.2%	0.005 mg/kg（飲料）、5 mg/kg（オイル）、0.15 mg/kg（その他）※ <sup>2</sup>
オーストリア	0.3%	
フランス	0.2%	0%（食品、e-liquid、化粧品類）
イタリア	0.6%※ <sup>3</sup>	2 mg/kg（サプリメント）、5 mg/kg（種子由来のオイル）※ <sup>2</sup>
チェコ	0.3%	0.3%（産業用）

※<sup>1</sup> 報告書公表以降基準が変更されている可能性がある。 ※<sup>2</sup> 2018年時点 ※<sup>3</sup> 0.6%を超えない場合、イタリアの麻薬法に責任を負わないとされている。

### 3 大麻の適切な使用の推進に向けて①

#### 現状及び課題

- 大麻草には約120種類のカンナビノイド成分が存在しているといわれ、その主な成分として、THC以外に、カンナビジオール（CBD）が知られている。
- CBDについては、幻覚作用を有さず、抗てんかん作用や抗不安作用を有するといわれ、前述のエピディオレックスのように医薬品の主成分としても活用されている。また、それ以外にも、欧米を中心にCBD成分を含む様々な製品群が販売されており、市場規模が急速に拡大しているとされている。また、大麻草から、バイオプラスチックや建材などの製品が生産される海外の実例もあり、伝統的な繊維製品以外にも、様々な活用が進んでいる状況が見られる。
- 我が国においても、現行制度においても、主に大麻草の規制部位以外から抽出されたとされるCBD成分を含む製品（CBD製品）が、海外から輸入され、食品やサプリメントの形態で販売されている状況となっている。
- 一方、国内で販売されているCBD製品から、THCが微量に検出され、市場で回収されている事例があり、安全な製品の適正な流通・確保が課題となっている。
- また、大麻に係る規制体系を、THCを中心とした成分規制を原則とする場合、現行とは異なり、花穂や葉から抽出したCBD等の成分が利用可能となる。ただし、大麻草のような自然物質を原料とする以上、CBD製品に規制対象成分であるTHCの残留が完全なゼロとすることは可能なのか、といった指摘がある。そのため、これらの製品中に残留する不純物であるTHCの取扱いについて検討する必要がある。

### 3 大麻の適切な使用の推進に向けて②

#### 見直しの考え方・方向性

- 大麻に係る部位規制から成分規制へと原則を変更することに伴い、法令上、大麻由来製品に含まれるTHCの残留限度値を設定、明確化していくべきではないか。なお、その際、当該限度値への適合性に関しては、医薬品とは異なり、食品やサプリメント等であることを踏まえ、製造販売等を行う事業者の責任の下で担保することを基本として、必要な試験方法も統一的に示すべきではないか。
- 一方、残留する成分の特性上、「野放し」となることがないように、買い上げ調査等を含め、行政による監視指導を行うべきである。なお、限度値を超える製品は「麻薬」となるため、所持、使用、譲渡等が禁止されることとなる。
- その際、CBD製品中のTHC残留限度値については、栽培する大麻草に係るTHC含有量とは位置付けが異なることに留意した上で、欧州における規制を参考に、保健衛生上の観点から、THCが精神作用等を発現する量よりも一層の安全性を見込んだ上で、尿検査による大麻使用の立証に混乱を生じさせないことを勘案し、適切に設定すべきではないか。
- また、CBDについては、酸及び熱を加える場合、一部がTHCに変換するという知見もあるが、現行法においても無免許で麻薬を製造する行為は麻薬製造罪違反に該当することを徹底するなど、必要な対応を検討していくべきではないか。（第3回小委員会・継続審議中）
- 加えて、THCA（THCカルボン酸）といった成分については、それ自体ではTHCと同様の精神作用はないものの、電子たばこ器具のような通常使用する状態で、高温で加熱等して吸引する場合など、容易にTHCに変換し、THCを摂取することが判明しており、これらの成分に対し、麻向法等において必要な対応を執ることが可能となるよう、引き続き、検討すべきではないか。同時に、調査・研究を進め、同様の麻薬成分の前駆物質に対して適切な対応が可能な仕組みを検討すべきではないか。（第3回小委員会・継続審議中）



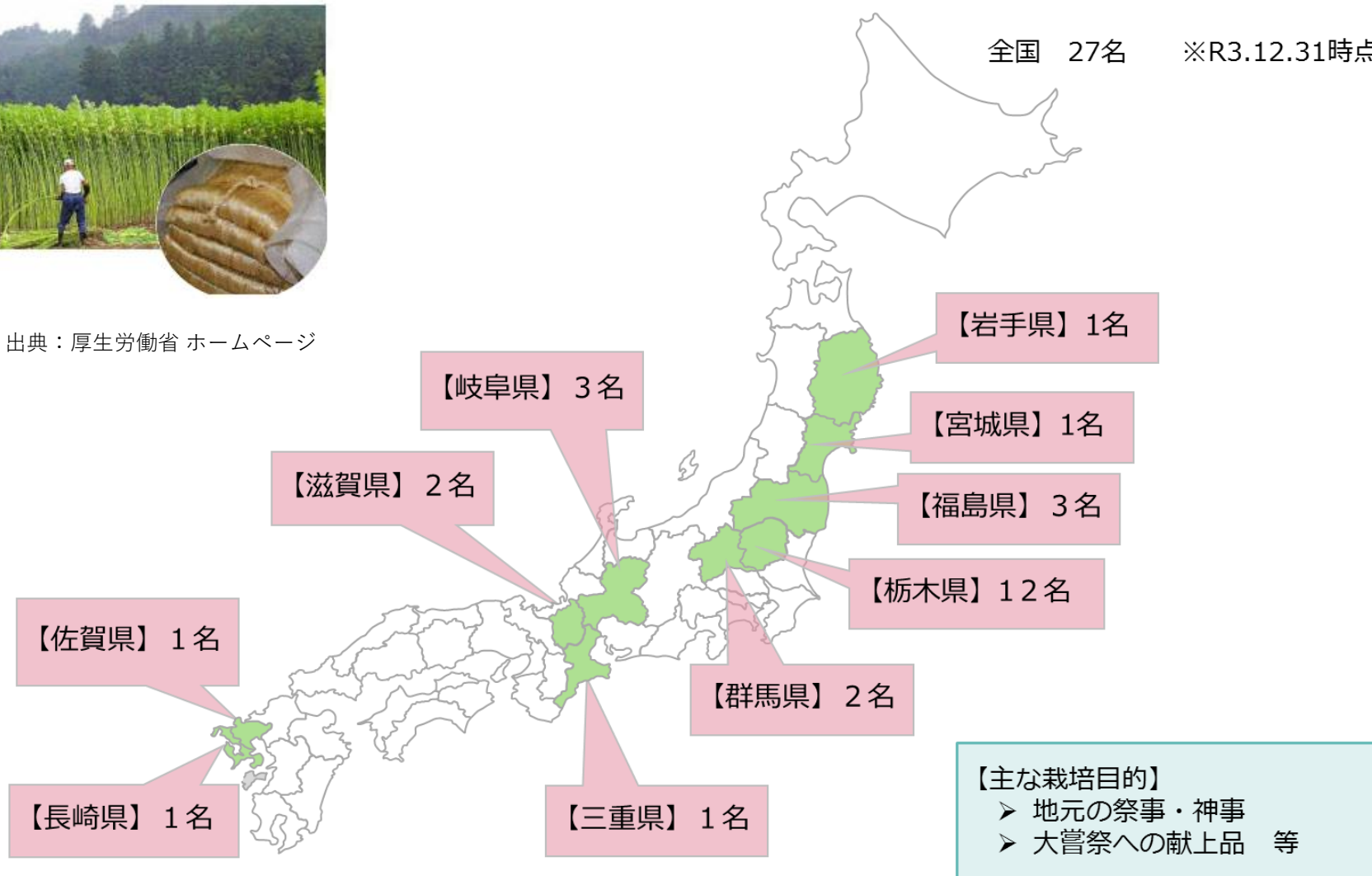
## **4. 適切な栽培及び管理の徹底**

# 大麻栽培者の全国分布について

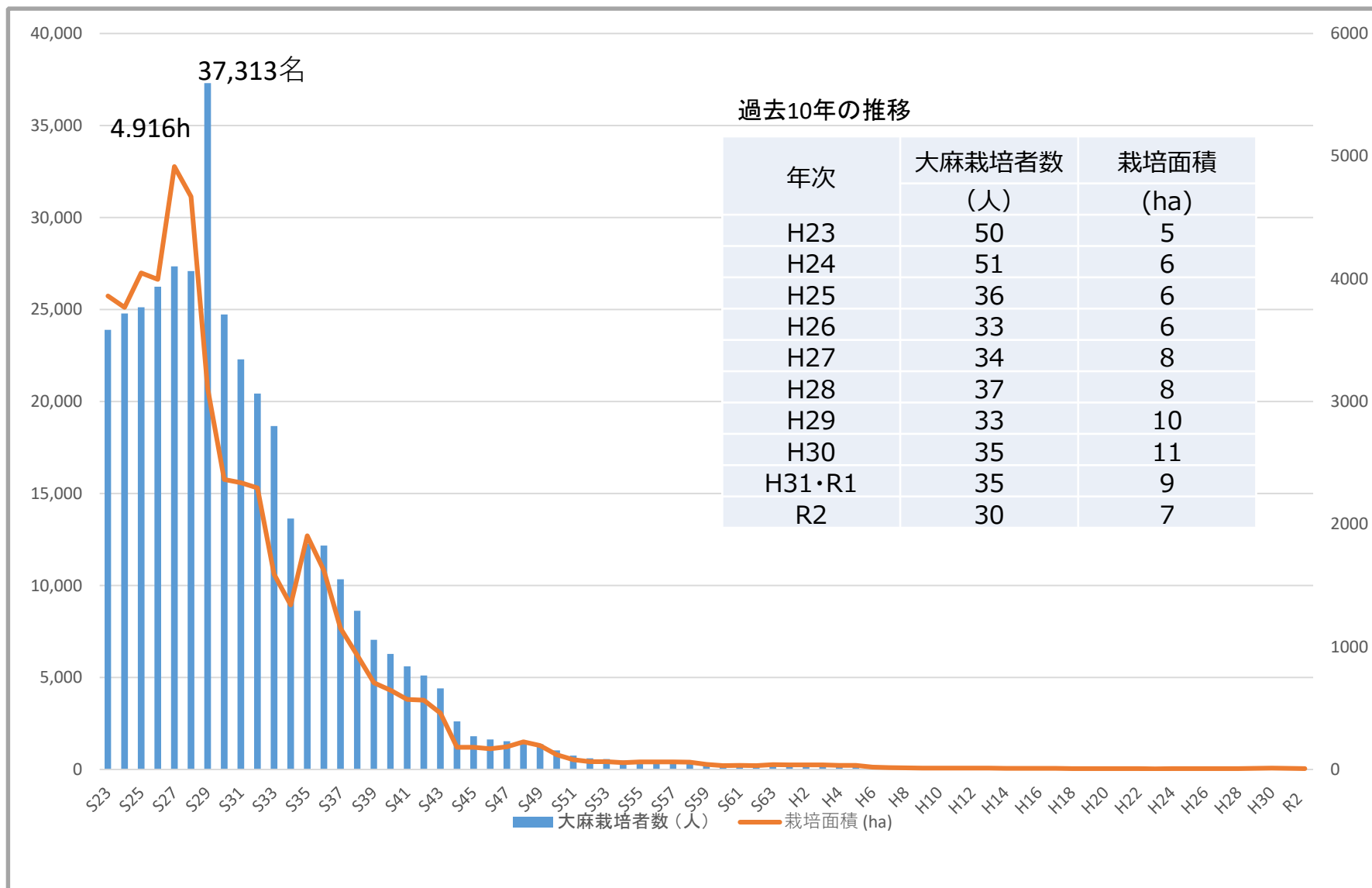


出典：厚生労働省 ホームページ

全国 27名 ※R3.12.31時点

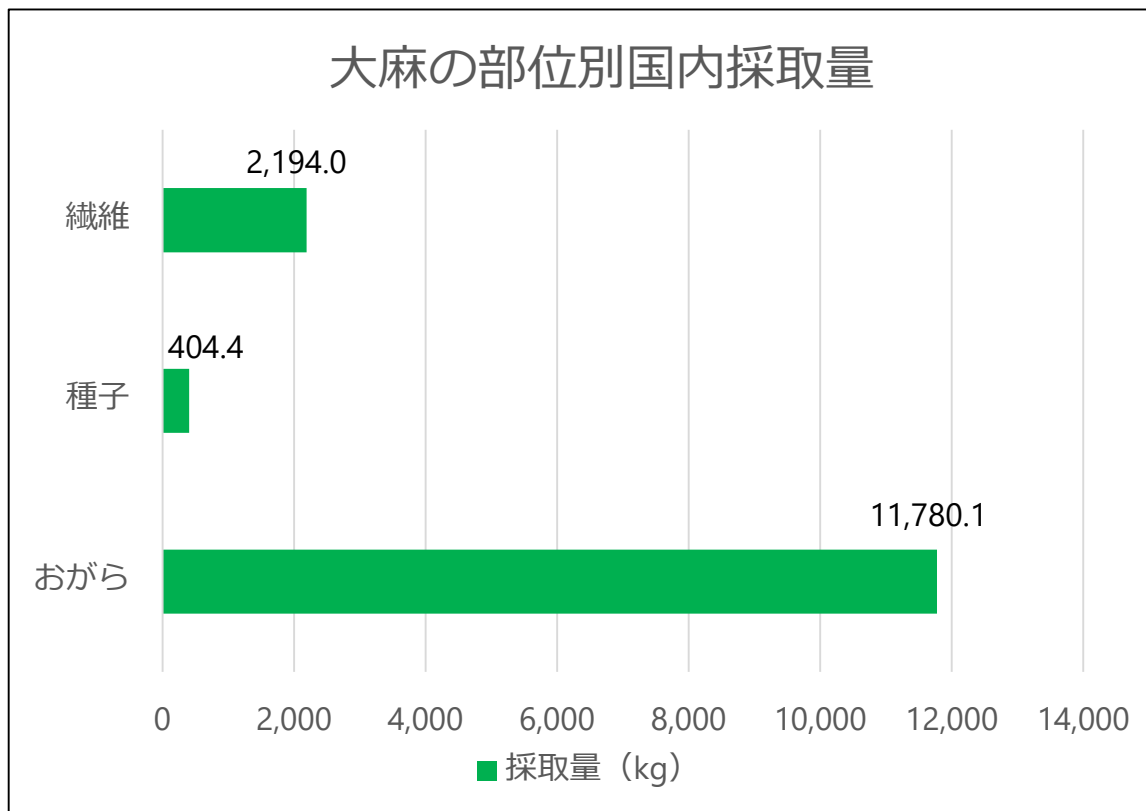


# 大麻栽培免許者数と栽培面積の推移について



# 国内における大麻生産の状況について

- 令和2年における大麻栽培者数は30人、栽培総面積は7ヘクタール。
- 国内における大麻栽培は、主に、神事等の利用を目的とした繊維採取、祭事等の利用を目的としたおがら採取などがある。



## 神戸山王まつり

- ・ 1978年に岐阜県重要無形民俗文化財に指定
- ・ たいまつには大麻草のおがらが使用される



引用先 神戸町ホームページ  
<https://www.town.godo.gifu.jp/event/event02.html>

引用先：厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課発行 麻薬・覚醒剤行政の概況（2022）

# 大麻栽培者が栽培する大麻草の収去検査について

## 調査概要

- 目的：全国の大麻栽培免許者が栽培する大麻草のTHC含有量を明らかにするため
- 対象県：10県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県、岐阜県、三重県、滋賀県、佐賀県、長崎県）
- 大麻栽培免許者数：26名
- 期間：令和3年8月～令和4年1月
- 検体数：240検体（花穂120検体、葉120検体）

## 調査結果

- 総THC平均値（※1）：花穂1.071%、葉0.645%
- 総THC最大平均値（※2）：花穂1.553%、葉1.036%
- 総THC最小平均値（※3）：花穂0.611%、葉0.293%

※1 総THCとはTHCとTHCAの和（THC換算）。

※2 総THC最大平均値とは各大麻栽培免許者から収去した検体のうち、最も総THCが高かった検体の平均値。

※3 総THC最小平均値とは各大麻栽培免許者から収去した検体のうち、最も総THCが低かった検体の平均値。

雌株の花穂



雌株の葉



（参考）国内で乱用されている乾燥大麻のTHC含有量の **平均値は11.2%**

# 海外におけるTHC濃度に関する栽培規制について

## ○ EUでの規制

EUでは、麻としての農業生産に対する助成対象の基準として、THC濃度0.2%以下と規定。

### 助成対象の基準

- EU Regulation 1307/2013において、麻の栽培への助成の適格性を判断する基準として、**「使用される品種のTHC含有量が0.2%を超えない場合のみ」**と規定
- なお、2023年1月から施行される新しいthe common agricultural policy (CAP) の中で、EU regulationがEU Regulation 2021/2115として見直され、基準が0.2%が0.3%に改められる見通し

## ○ 米国での規制

米国では、2018年に農業法において、「乾燥重量でTHC濃度0.3%以下の大麻草、種子、抽出物等」をHempと定義（0.3%超をMarijuanaとして定義）、Hempに関しては、国内での生産を合法化している。

- 栽培者については、ライセンス（最長3年間有効）を必要としているほか、過去10年以内に規制薬物に関連する重罪を犯した場合は取得不可としており、また、嗜好用途・医療用途のMarijuanaの栽培は不可としている。
- 生産者は、生産したHempに含まれるTHC濃度について、収穫予定日の15～30日前にDEAにより登録されたラボで測定することが求められており（＝農場において検査を行う方式）、検体のサンプリングについても、USDAの承認を受けた機関等が行うこととしている。
- 制限値（バッファを考慮して許容可能な濃度を1.0%と定めている）を超えるTHC濃度が検出された場合、原則、処分を求めているが、再検査で認められたものは流通可能としている。また、制限値を超える過失が3回になると、5年間の免許剥奪となる。

## 4 大麻草の適切な栽培及び管理の徹底について①

### 現状及び課題

#### ア) 大麻栽培者数等の現状

- 大麻栽培者については、昭和29（1954）年の37,313名、栽培面積については、昭和27（1952）年の4,916haをピークに減少を続け、令和2（2020）年現在では30名、7haにまで激減している状況である。
- また、大麻草から採取される繊維等については、令和2（2020）年では繊維が約2,194kg、種子は約400kg、おがらは約11,780kgとなっており、国内需要を満たすには遠く至らず、多くは中国等からの輸入に頼っている状況となっている。

#### イ) 大麻に係る栽培管理の現状

- 現行の大麻取締法においては、大麻栽培に当たっては大麻栽培者に限定しており、都道府県知事が免許を付与することとされている。大麻栽培者は「繊維若しくは種子を採取する目的」で栽培する者となっており、栽培目的が限定的になっている。
- 栽培管理に関しては、法令上、栽培者に係る欠格事由を定めているほかは、特段の規定はなく、大麻草のTHC含有量に関する特段の基準はなく、また、含有量に応じた栽培管理の対応を求めている。

#### ウ) 国内において栽培されている大麻草の現状

- 国内において栽培されている大麻草のTHC含有量については、総THC平均値で花穂1.071%、葉0.645%（総THC最大平均値では1.553%、1.036%、最小平均値では0.611%、0.293%）となっている。一方で「とちぎしろ」に代表される、THC含有量が極めて少量の品種を栽培しているケースも多く見られる。



## 4 大麻草の適切な栽培及び管理の徹底について②

### 現状及び課題

#### 工) 海外における大麻草栽培の現状

##### 【アメリカ】

- アメリカにおいては、平成30（2018）年に農業法において乾燥重量でTHC濃度0.3%での生産を合法化。栽培者にはライセンスを必要とするほか、嗜好用途・医療用途のMarijuanaの栽培は不可としている。
- 栽培品種は公認の種子認証機関による品種認証を受け、公的基準に従って生産された品種のHemp種子を使用することを推奨（義務付けではない）、生産物の収穫前にTHC含有量に関する検査を義務付け（農場検査方式）、制限値を超える濃度が検出された場合は原則、処分を求めるほか、過失を繰り返すと免許剥奪の対象となる。

##### 【欧州】

- EUにおいては、農業生産に対する助成対象の基準を定めており、THC濃度0.2%以下と設定し、Hemp栽培で許容されるTHC濃度等については各国において設定しており、ドイツ、フランスでは0.2%、オーストリア、チェコでは0.3%に設定している。
- イギリスにおいては、THC含有量が少ない産業用Hempの栽培を認めており、濃度基準は0.2%を超えないことと設定。栽培者はライセンスを必要とするほか、栽培用途に関しては、非管理部位（種子、繊維／成熟した茎）を用いた産業用の大麻繊維の生産、又は油を搾るための種子入手の目的に限定、CBDオイルの生産も含まれている。
- 加えて、医薬品用途で使用される大麻草の栽培も認めており、ライセンスの申請に当たっては、栽培場所、事業内容・目的、供給者や供給される製品の詳細、事業所のセキュリティの詳細（監視カメラ、フェンス、セキュリティ違反への対応等）、記録保存等の届出を求めている。書類審査・現地視察のほか、定期的な監査を行うこととしている。

##### 【カナダ】

- カナダの種子管理については、登録された品種の栽培に関しては、アメリカのような収穫前のサンプル検査を必要としない取扱いとなっている。



## 4 大麻草の適切な栽培及び管理の徹底について③

### 見直しの考え方・方向性

#### ア) 栽培の目的・用途について

- 現行法の繊維もしくは種子を採取する目的に加え、新たな産業利用やCBD製品に係る原材料の生産を念頭においた用途・目的について、栽培の現状やニーズを踏まえつつ、これらの目的を追加していく方向で検討を進めていくべきではないか。
- また、現行法では認めていない医薬品原料の用途に向けた栽培について、今後、新たに大麻由来の医薬品の研究開発が行われる可能性を念頭に、これを目的とする栽培についても追加していく方向で検討を進めていくべきではないか。

#### イ) THC含有量に応じた栽培管理のあり方について

- 現行用途及び新たな産業用途の大麻草については、THC含有量が多い必要性はないと考えられる点に鑑みると、海外の事例も踏まえつつ、THC含有量に関する基準を設定する方向で検討を進めていくべきではないか。
- 具体的な基準については、国内で多く栽培されている品種の現状、0.2%のような海外の事例等を踏まえつつ、大麻草の花穂・葉のTHC含有量の上限値を設定することを検討すべきではないか。
- その際、現行、栽培されている大麻草のうち、THC含有量が多い品種に係る取扱いについて、現状、極めて少数となっている栽培者数等の現状を踏まえつつ、必要な経過措置を設け、その間に必要な品種の切り替え等を促すことを含め、検討すべきではないか。

## 4 大麻草の適切な栽培及び管理の徹底について④

### 見直しの考え方・方向性

#### ウ) 栽培管理に関する基準の明確化について

- 現行法では、栽培管理については、欠格事由以外、免許付与に係る基準を特段設けておらず、事務を担う都道府県にとっても判断材料に乏しい状況となっていることから、上記イ) のTHC含有量に関する上限の検討とともに、栽培管理のあり方についても、現状等を踏まえつつ、一定程度明確化していくべきではないか。
- 上記イ) における、THC含有量に関する上限に照らし、繊維及び種子の採取、新たな産業利用やCBD製品に係る原材料の生産を念頭においた産業用途を目的とする場合、低THC含有量の大麻草栽培であることや、現行の繊維及び種子の採取に係る栽培免許が都道府県の自治事務であることを踏まえ、引き続き、免許事務の主体について検討を進めるべきではないか。
- その際、THC含有量に関する上限を超える大麻草の栽培は、医薬品原料用途が想定されることから、実際に原料を使用するのが麻薬製造業者（厚生労働大臣が免許権者）であること等を踏まえつつ、国（厚生労働大臣。具体的な実務は地方厚生局麻薬取締部が担当）による管理を基本として検討していくべきではないか。
- また、栽培に係る免許と同時に、品種改良などの研究栽培を行う研究者の免許についても、大麻草のTHC含有量との関係性も含めて検討すべきではないか。（第3回小委員会・継続審議中）
- 今後、低THC含有量の大麻草の栽培が拡充する中で、海外の低THC品種の種子を輸入する形態も想定されることから、発芽可能な海外産の外国登録種子の適切な輸入管理について検討すべきではないか。（第3回小委員会・継続審議中）

## 4 大麻草の適切な栽培及び管理の徹底について⑤

### 見直しの考え方・方向性

#### 工) THC含有量が少ない品種に関する栽培管理のあり方及びその担保を行う仕組みについて

##### 【栽培管理のあり方について】

- 上記ウ) の検討と相まって、栽培管理のあり方について明確にしていく際、THC含有量が少ない品種に関しては、乱用防止を前提にしつつ、現行よりも栽培しやすい環境を整備していくべきではないか。
- 具体的には、現行法では、毎年、栽培者免許の更新を求められているが、上記の場合、一定の免許期間（海外の例を踏まえつつ、3年間程度）を付与することを検討すべきではないか。
- 栽培管理に関する基準については、国内の一部の都道府県が免許基準としているような高いフェンスで畑を囲むことや、監視カメラを設定するなどのセキュリティ要件について、欧米では、低THC品種の大麻草栽培において、栽培地を届け出るような対応の他、特段の厳しい防犯上の栽培管理を行っていない状況である。欧米の例を参考に、THC含有量が少ない大麻草については、乱用に供されるリスクも低いいため、栽培管理規制を全国的に統一的なものとしつつ、より栽培しやすい環境を整備すべきではないか。一方、THC含有量が少ない大麻草であっても、花穂や葉などが外部に流出しないよう、処分に係る管理を徹底すべきではないか。
- 一方、医薬品の原料用途を含め、THC含有量が多い品種の栽培に関しては、厳格な管理を求めるべきではないか。

## 4 大麻草の適切な栽培及び管理の徹底について⑥

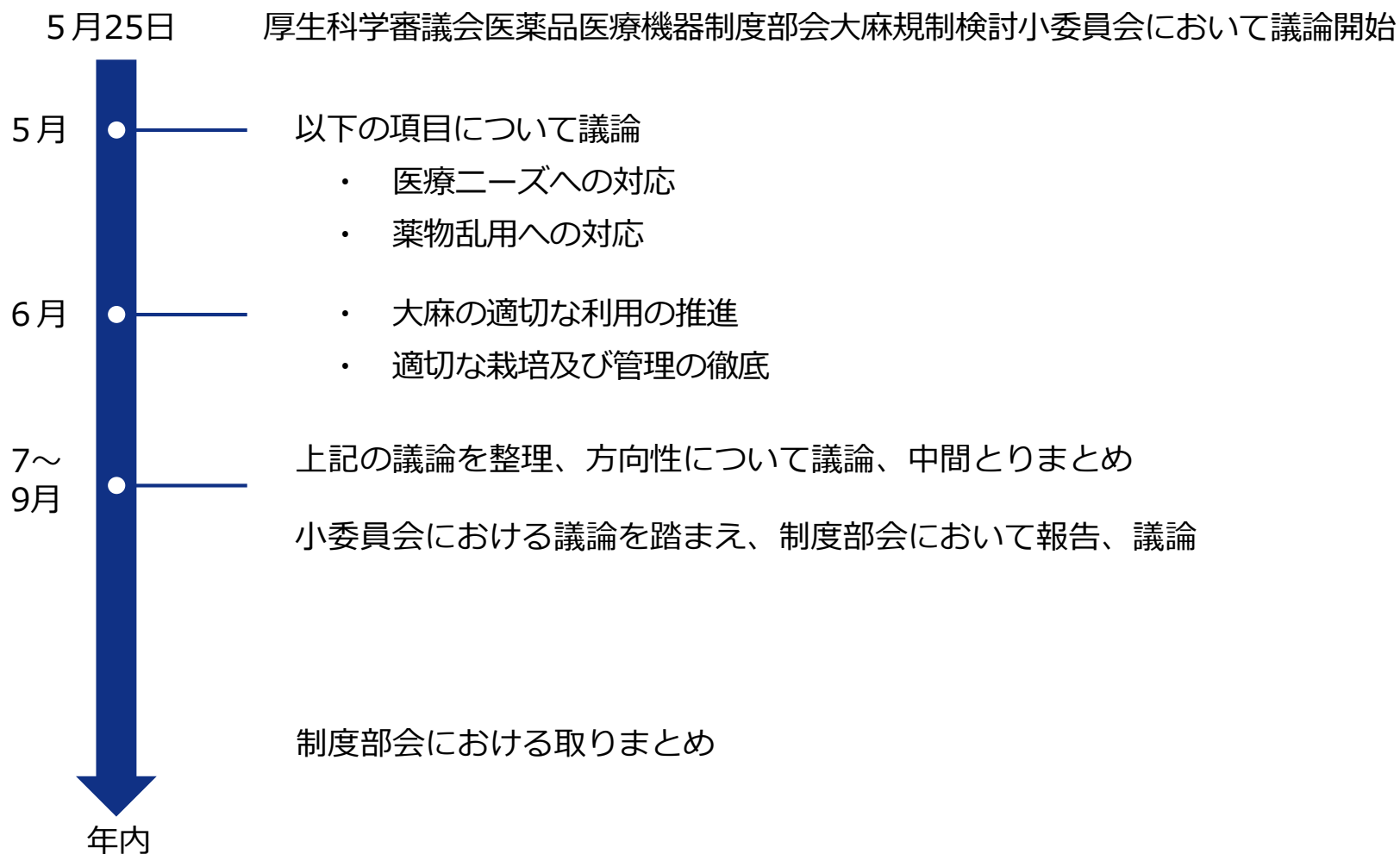
### 見直しの考え方・方向性

#### 【THC含有量の担保について】

- THC含有量に応じた栽培管理を行う場合、特にTHC含有量が低い品種に関して、その継続的な担保が必要となり、具体的な担保に当たっては、国内外の事例を踏まえると、種子に関する管理を徹底する方式（品種登録方式）と収穫前の検査を徹底する方式（収穫前検査方式）が考えられる。
- 栽培、収穫時に含有量が基準超過となり、出荷できなくなるリスクを踏まえると、品種登録方式を原則としていくべきではないか。ただし、同方式については、一定の栽培者数があり、種苗会社、農業試験場等の種苗管理と供給が安定的に可能な主体があって可能となることに留意しつつ、現行の栽培環境を結果的により悪化させない方向で必要な方策に関する検討を重ねるべきではないか。（第3回小委員会・継続審議中）

# 大麻取締法等の改正に向けた議論の進め方（案）

大麻取締法並びに麻薬及び向精神薬取締法の改正に向けた技術的な論点を整理し、とりまとめるため、専門家からなる大麻規制検討小委員会を医薬品医療機器制度部会の下に設置、当面は9月までを目途に、集中的に議論



**(参考資料)**

# 大麻を巡る国内外の情勢について

## 国内における薬物情勢

- ① 覚醒剤事犯は、平成31・令和元年に引き続き令和2年も1万人を下回った。
- ② 大麻事犯は、令和2年の検挙人員は7年連続で増加して5,260人となり、過去最多を更新した。特に、検挙人員の約65%が30歳未満であるなど、若年層を中心とした大麻乱用の拡大が顕著となっている。
- ③ 覚醒剤の再犯者率は14年連続で増加し、過去最高を更新した。

### ★「薬物乱用対策推進会議」

政府全体で薬物に対する強力な取締り、広報啓発その他総合的かつ積極的な施策を推進する目的で設置されたもの。

平成30年8月3日に策定した基本計画である「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、各省庁において対策を実施している。

※平成29年3月から厚生労働大臣が同会議の議長となった。（内閣府から厚生労働省へ事務局が移管）

※「薬物乱用防止五か年戦略」とは、薬物乱用を防止するため各省庁が連携して取り組む薬物対策の基本計画。

## 国外における薬物情勢

- ① 英国のGW Pharmaceuticals（GWファーマシューティカルズ）社が、「大麻草」から抽出・精製された大麻成分CBD（カンナビジオール）を主成分とする経口液剤「Epidiolex（エピディオレックス）」を開発し、米国や欧州において一部の疾患への治療薬として承認・使用
- ② 令和2年12月、国連麻薬委員会（CND）において、大麻から製造された医薬品に医療上の有用性が認められたことに基づき、「1961年の麻薬単一条約」上の大麻の規制のカテゴリーを変更する旨の勧告が可決。

★大麻及び大麻樹脂は条約で「I（乱用のおそれがあり、悪影響を及ぼす物質）」と「IV（特に危険で医療用途がない物質）」のカテゴリーで規制されていたが、海外の一部の国で、大麻から製造された医薬品に医療上の有用性が認められたことからIVのカテゴリーから外すもの。なお、IとIVの規制内容は同じであり、Iで引き続き規制されることから、条約における規制内容に変更はない。



# 大麻等の薬物対策のあり方検討会について

## 検討会の開催スケジュール

第1回	令和3年1月20日	薬物対策の現状と課題
第2回	令和3年2月25日	大麻を取り巻く環境と健康への影響
第3回	令和3年3月16日	再乱用防止と依存症対策
第4回	令和3年3月31日	薬物の適正使用 大麻由来医薬品の医療への活用 (聖マリアンナ医科大学脳神経外科 准教授 太組一朗先生)
第5回	令和3年4月23日	日本の麻文化を守るために(日本麻協議会事務局代表 若園和朗様、日本麻振興会代表理事 大森由久様) とりまとめに向けた今後の検討課題
第6回	令和3年5月14日	とりまとめ素案
第7回	令和3年5月28日	とりまとめ(案)
第8回	令和3年6月11日	とりまとめ

## 大麻等の薬物に係る規制の見直し

近年の若年層を中心とした大麻事犯の増加等の国内における薬物情勢や、諸外国における大麻から製造された医薬品の医療用途への活用等の国際的な動向を踏まえ、今後の薬物対策のあり方を検討するため、令和3年1月から、医学・薬学・法学等の有識者により構成された「大麻等の薬物対策のあり方検討会」を計8回にわたり開催し、同年6月25日にとりまとめを公表した。

同とりまとめにおいて、

- 大麻草の部位による規制から成分に着目した規制への見直し
- 大麻から製造された医薬品の施用に関する見直し
- 大麻の「使用」に対する罰則の導入
- 再乱用防止と社会復帰支援の推進

等について、基本的な方向性が示された。

# 大麻等の薬物対策のあり方検討会とりまとめについて

## 成分に着目した規制

大麻取締法においては、大麻草の部位による規制を行っているところであるが、実態としてはTHC(テトラヒドロカンナビノール)という有害成分に着目して取締りを行っていることや、規制すべき物質は有害な精神作用を示すTHCであることから、大麻草が含有する成分(THC)に着目した規制に見直すことが適当である。

## 大麻から製造された医薬品の施用に関する見直し

WHO勧告により大麻から製造された医薬品の有用性が認められる等、近年の諸外国の動向やその医療上の有用性を踏まえて、現行の麻薬及び向精神薬取締法に規定される免許制度等の流通管理の仕組みの導入を前提として、大麻から製造された医薬品の製造や施用を可能とすべきである。

## 大麻の「使用」に対する罰則

法制定時に大麻の使用に対する罰則を設けなかった理由である「麻酔い」は現状において確認されず、大麻から製造された医薬品の不正使用の取締りの観点や他の薬物法規との整合性の観点からは、大麻の使用に対し罰則を科さない合理的な理由は見出し難い。

また、使用に対する罰則が規定されていないことが、「大麻を使用してもよい」というメッセージと受け止められかねない状況にあることから、他の薬物法規と同様、大麻の使用に対し罰則を科すことが必要であるという意見が多かった。

一方、国際的な回復支援の流れに逆行することになるのではないかと、使用罪の導入が大麻使用の抑制につながるという論拠が乏しい、大麻事犯の検挙者数の増加に伴い、国内において、暴力事件や交通事故、また、精神障害者が増加しているという事実は確認されておらず、大麻の使用が社会的な弊害を生じさせているとはいえない、刑罰により罰することは孤立を深め、スティグマを助長するなどの理由から、3名の委員より反対意見があった。

## 再乱用防止と社会復帰支援の推進

刑事司法関係機関等における社会復帰に繋げる指導・支援、医療提供体制に係る取組の継続及び地域社会における本人・家族等への支援体制の充実により、再乱用防止と社会復帰支援を進めていく必要がある。